

Title	続・ドイツ連邦共和国倒産法改正法参事官草案について： 倒産法改正法施行法参事官草案の概略と仮訳
Sub Title	Über den Referentenentwurf Einführungsgesetz zum Gesetz zur Reform des Insolvenzrechts -Probeübersetzung des Entwurfes-
Author	三上, 威彦(Mikami, Takehiko)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1991
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.64, No.8 (1991. 8) ,p.53- 68
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	資料
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19910828-0053

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

資料

続・ドイツ連邦共和国倒産法改正法
参事官草案について

——倒産法改正法施行法参事官草案の概略と仮訳——

三 上 威 彦

前 書 ぎ

一、概 要

本稿は、一九九〇年九月一日付でドイツ連邦共和国司法省から発表された倒産法改正法施行法参事官草案〔Referententwurf Einführungsgesetz zum Gesetz zur Reform des Insolvenzrechts〕⁽¹⁾(以下「施行法草案」といふ)につき、若干の解説とその翻訳を試みるものである。

この施行法草案は、一九八八年に公表された倒産法改正法準備草案〔Diskussionsentwurf Gesetz zur Reform des Insol-

venzrechts〕(以下「準備草案」といふ)で規定することが予定されたが、一九八九年一月一日にドイツ連邦共和国司法省から公表された倒産法改正法参事官草案〔Referententwurf Gesetz zur Reform des Insolvenzrechts〕(以下「参事官草案」といふ)には規定されなかった国際倒産法規定と経過規定とを主に規定するものであるが、その外に準備草案、参事官草案で規定されなかった、倒産法改正に伴う関連法律の改正規定もおかれてゐる。よって参事官草案とこの施行法草案とを合わせてここにほぼ完備した倒産法改正草案が完成したことになる。とくにこの施行法草案はドイツにおいて初めての包括的な国際倒産法規定の立法を含むものであり、この国の国際倒産法制につ

いての基本構想を知る上で極めて興味深いものがあるだけでなく、比較法的に見ても豊富な資料を提供するものである。よって前稿の参事官草案の翻訳(「ドイツ連邦共和国倒産法改正法参事官草案について——内容の概略と草案の仮訳——」法学研究六四巻四号一七号)に続いて、本草案もそれと一体のものとして訳出する次第である。

そこでまず、条文の翻訳の前に、とくに国際倒産法規定を中心にして本草案につき若干の説明をしておきたい。

二、施行法案の沿革

(一) 現在ドイツの国際倒産法規定としては破産法と和議法にいくつかの規定が散見されるにすぎず(たとえば、破産法五条・五〇条・五六条・二三七条・二三八条、和議法三七条)、全般的な抵触規定はまったく欠けている。そのためドイツでは否認の抵触法的な牽連性といった個別問題については学説・判例上争いがあり、倒産法の効力については、破産法一条一項が一般的に国内の破産に外国における効力を付しているのに対し、学説・判例は一致して外国の手續は国内においてその効力を有しないという片面的普通主義の立場を堅持している。しかし国際取引の自由化がますます進展するなか、属地主義はもはや維持し得ない状態になっている。そのような背景において、一九八五年七月一日のドイツの連邦通常裁判所(BGH)の判決は、外国において開始された破産の承認につき制限があることは認めながらも、これに国内における効力を認め、普通主義への転

換の第一歩を踏み出したのである。その意味では普通主義に基づく立法化の基礎は固まっていたといえよう。

そこで司法省によつて「国際倒産法の新秩序のための規定の予備草案 [Vorentwurf von Vorschriften zur Neuordnung des Internationalen Insolvenzrechts] が作成され、これは一九八九年にフライブルク大学のシュトル教授を委員長とする、ドイツ国際私法委員会 [Deutsches Rat für Internationales Privatrecht] の倒産法特別部会で審議された。そしてこの予備草案と特別委員会の審議の結果を基にして本施行法案が作成されたのである。」

(二) ところでこのようなドイツにおける国際倒産法規定の立法化作業は、欧州会議におけるヨーロッパ倒産法条約の草案作成作業に配慮して一時見合わされていた。⁽⁵⁾しかしヨーロッパ一破産という野心的な目的を追求していたその草案は、あまりに複雑であることに加え、それが伝統的な破産手續に合わせて作られており、統一的な倒産手續または再建手續の導入といった加盟国の要求に十分な配慮がなされていないといった不満ないし疑問が生じ、結局、破産の普遍性と統一性という理想像を捨てた破産条約(以下では欧州破産条約という。)が一九九〇年二月に成立した。⁽⁶⁾これは属地主義と普通主義の法制度の間の調整のための最低規程を確立するものであり、普通主義を基礎としたものではない。この点で、この条約は本施行法案とはその基礎を根本的に異にするものである。したがって、この条約

はドイツ連邦共和国によって同年六月に署名されたものの、ドイツにおける倒産法改正が終了するまでは批准に関する議決は先送りされるのが合目的であると唱えられており、当面批准の可能性はないと思われる。

三、施行法案の基本的特色

本施行法案の国際倒産法規定は以下のような基本的特色を有しているが、これらを一言で言えば、基本的には普通主義に立ちながらも自国利益保護のために数々の例外を設けたものと評価できるであろう。それらにつき若干説明しておきたい。

(一) 基本的立場としての普通主義の採用 本草案はまず第一に、その基本立場として、外国の手続きに対しても国内倒産手続と同様の効力を認めるという普通主義の立場に立っている。そして、そのことはとくに、施行法案において、外国の手続きが国内においてその効力を有する場合につき詳細な規定が置かれていることから容易に理解できるところである。たとえば倒産手続の効力は、原則としてその手続きが開始された国の法に服するとされているほか(一条、国際的に管轄権を有する裁判所によって開始された倒産手続は国内において通常承認され(六条一号)、特別の承認手続といったものは規定されていない。また外国の倒産手続の国内における公告、および外国における倒産手続開始の旨の国内の登記簿への登記の規定が設けられ(七条・八条、それと関連して、国内においてなされた債務者の善意の処分につき、限定された範囲で保護する旨の規定が置

かれている(九条一項・一〇条)。さらに外国の倒産手続によって、倒産財団に関し国内で係属している訴訟は中断するとされている(一二条)。

以上に対して、国内の手続きが外国において効力を有する点については詳しくは規定されていないが、従来、ドイツ破産法(R〇)一条一項の解釈上、国内の破産手続は債務者の外国の財産にも及ぶということが受け入れられているのであり、この旨は、ほぼ同様の規定である参事官草案三九条の解釈としても同様⁽²⁾に考えうる。また国内の倒産手続についての債権者の参加については施行法案には何らの制限規定も置かれておらず、その点から、外国の債権者も国内債権者と同等の地位に立つと考えられる。しかも、現行破産法五条二項のような、外国の債権者の平等扱いに対し制限を設けうる手掛かりとなるような規定も施行法案では採用されていない。

(二) 外国の倒産手続の承認の限界の容認 ただ本草案が普通主義を基礎とするといっても、外国の倒産手続の効力を無制限に承認するものではない。すなわち本草案によればまず第一に、外国の手続の承認は、ドイツの公序と一致しない限り否定される(六条二項)のであり、原則として初めから抵触法的に倒産手続としての資格がある外国の手続きのみが承認されうることとされている。そしてドイツにおける公序としては、その外国の手続きがとくに基本権に反しないことが必要であるほか、それはまた、参事官草案一条に掲げられたドイツ倒産法の目的

すなわち債権者の共同的満足・債務者財産の清算・債務者の債務の一掃、に合致しているものでなければならぬ。⁽⁹⁾ また第二には、取引保護の利益から、倒産財団の目的物についての第三者の物的権利、とくに別除権を有する債権者の担保権に対しては、その目的物が国内にあるかぎり外国の倒産手続の効力は及ばない(一一一条)。また国内の不動産につき仮登記された権利も、外国の倒産手続の影響は受けない(九条二項)。さらに第三には、国内で承認された外国の手続きでも、国内にある債務者の財産につき国内で特別倒産手続(並行倒産手続)が行われるかぎり、その効力を有しないとされている(一四条以下)。

(三) 属地的に限定された特別倒産手続の容認 国際倒産法の規律に関してはそれぞれの国家の倒産法の間には大きな違いがある。したがって、普遍主義といっても債務者のすべての国内および外国の財産に関し統一的な手続を要求するものではなく、そのような統一手続は、単に密接な親近性を有する法秩序を有する国家間においてのみ実現しうるものである。⁽¹⁰⁾ それに依じて、本草案では国内に債務者の非独立的営業所または財産があれば国内においても倒産手続を開始しうる旨が規定されており(一四条・一七条一項)、しかも既に外国において倒産手続が開始されている場合には特別倒産手続について開始原因の確定は不要であるとして(一七条三項)特別倒産手続の開始が容易にされている。ただこのような特別倒産手続を債権者が申し立てる場合には、それにつき特別の利益を有することが要求され

ている(一七条二項)。しかし本草案は、これらの規定を置いているからといって属地主義の立場に大きく傾斜しているということはできず、むしろ外国の倒産手続と国内におけるこの並行倒産手続との有機的な調和をはかる規定を置いているのである(一八条・一九条・二〇条)。その意味では本草案は、普遍主義と現実的要求とを巧みに調和させることを狙った草案であるといえよう。

(四) 個別的強制執行の否定 本草案では、外国の倒産手続の開始にもかかわらず国内の財産に対する強制執行を認めている現行破産法二三七条は普遍主義に反するものとして、この規定と同趣旨の規定は採用されていない。⁽¹¹⁾ また同様の理由から本草案は、外国破産の開始にもかかわらず特定の債権者グループ、すなわち優先権を有する債権者・公法上の債権の債権者・国内の営業所の行為から生じた債権ないし国内における労働関係から生じた債権の債権者は、国内における個別強制執行をなすことができるとする欧州破産条約の規定と同趣旨の規定も採用していない。⁽¹²⁾

(五) 特定領域についての全面的な抵触規定の規定化 その他、本草案によれば、賃貸借および労働関係は、倒産手続の効力に関しても国際私法によって契約関係に適用される法規定に服する(二条・三条)。また否認については取引保護の観点から、倒産手続開始の国の法および法律行為の効力の基準となる法が共にそれを許している場合にのみ否認しうるとし(四条)、学

説上争われている点を解決している。その他、手続きの内外で債権者が取得した物の帰趨についても規定を置いている(五五条)。

四、翻訳上の注意点

最後に翻訳に当たっては、まず第一に法律用語および法律の名称の訳語は、原則として山田晟・ドイツ法律用語辞典によつたが、一部これとは異なった訳語をつけたものもある。

第二に法文中訳語として定着していないもの、および日本語として訳出しにくいものは訳語の後に「」を付し原語を入れた。

第三には、原文では受動態で書かれているところを能動体に改めた部分があるほか、理解を容易にするために意訳をした結果、原文と訳文とが逐語的には必ずしも一致していない点もあることをお断りしておく。

(1) これは、本来一九八九年の末までに作成されるものとされているものである(準備草案第二巻・出版社の序文Ⅷ頁参照)。なお施行法案の条文はその総論的理由説明と共に、Referentenwurf eines Einführungsgesetzes zum Gesetz zur Reform des Insolvenzrechts, ZIP 1990, S. 1298 ff. として掲載されている。なおまもなく出版される予定の施行法案の単行本では、個々の条文の理由説明も入れられる予定である。

- (2) ZIP 1990, S. 1300 参照。
- (3) BGHZ 95, 256
- (4) ZIP 1990, S. 1301
- (5) 準備草案第一巻・出版社の序文Ⅷ頁参照。なお倒産法委員会が

国際倒産法につき独自の提案をしなかったのも、欧州会議の草案に見られるような小改革を意図していたようである。これについては ZIP 1990, S. 1301 参照。

(6) この条約は正式には、「破産の特定の国際的視点に関するヨーロッパ条約 [Europäische Übereinkommen über bestimmte internationale Aspekte des Konkurses]」である。なお ZIP 1990, S. 1301 参照。

(7) ZIP 1990, S. 1301。あつたが仮でこの条約が批准されても留保条項によつて、施行法案の内容は維持できるとされている。

(8) 以下の説明は主として ZIP 1990, S. 1301-1303 にある。

(9) ZIP 1990, S. 1302

(10) ZIP 1990, S. 1302

(11) ZIP 1990, S. 1303

(12) ZIP 1990, S. 1303

翻訳

参事官草案 (Referentenwurf)

倒産法の改正に関する法律の施行法

(Einführungsgesetz zum Gesetz zur Reform des Insolvenzrechts)

第一編 国際倒産法

第一章 総則

第一条 [原則]

倒産手続およびその効力は、別段の定めがないかぎり、手続が開始された国の法に服する。

第二条 「使用貸借・用益貸借」

不動産に関する使用貸借または用益貸借についての倒産手続の効力は、民法施行法により使用貸借または用益貸借につき基準となる法に服する。

第三条 「労働関係」

労働関係についての倒産手続の効力は、民法施行法により労働関係につき基準となる法に服する。

第四条 「否認」

法律的行为「[Rechtshandlung]」は、手続開始の国の法および法律的行为の効力につき基準となる法の双方により否認の要件が満たされる場合にかぎり否認することができる。

第五条 「返還義務・算入」

(一) 倒産債権者が強制執行、債務者の給付またはその他の方法で手続開始の国には存在しない財産から倒産財団の費用において取得したものと看做されるときは、その取得したものを倒産管財人に返還しなければならない。不当利得の法律効果に関する規定はこの場合に準用する。

(二) 債権者は、他の国で開始されかつその国に存在する財産についてのみなされた特別倒産手続において取得したものを保持することができる。ただしその債権者は、配当においては、他の債権者がその者と同等に扱われる場合にかぎり考慮される。

第二章 外国の倒産手続

第六条 「手続開始の承認」

外国の倒産手続の開始の承認は、以下の場合には排除される。
一、手続開始の国の裁判所が、ドイツ法によれば管轄権を有していない場合

二、承認が、ドイツ法の本質的な原則と明らかに一致しない結果となる場合、とくにそれが基本権と一致しない場合

第七条 「公告」

(一) 外国の倒産管財人の申立てに基づき倒産裁判所は、外国の倒産手続を開始する裁判の本質的な内容を国内において公告しなければならない。管財人の任命についてもまた同じである。倒産法第九条第一項および第二項は、この場合に準用する。

(二) 申立ては、手続開始の承認のための要件が存在することが疎明される場合のみ許される。管財人には公告を命じる旨の決定の正本を交付することを要する。

(三) その区域内に債務者の財産が存在する国内のすべての倒産裁判所は管轄権を有する。倒産法第三条第二項はこの場合に準用する。

第八条 「土地登記簿」

(一) 外国の倒産管財人の申立てに基づいて、倒産手続の開始は以下の場合においては国内において土地登記簿に登記することを要する。

一、債務者が土地の所有者として土地登記簿に登記されてい

る場合においては、その土地について。

二、権利の種類および事情によって、登記なくば倒産債権者が不利益を被るおそれがある場合においては、債務者のために登記された土地上の権利および登記された権利の上の権利について。

(二) 申立ては、手続の開始の承認のための要件が存在することが疎明される場合にのみ許される。

(三) 船舶登記簿、建造中の船舶登記簿および航空機の質権のための登記簿への手続開始の登記については、第一項および第二項を準用する。

第九条 「不動産に関する処分」

(一) 債務者が外国の倒産手続の開始の後に、国内において土地登記簿、船舶登記簿、建造中の船舶登記簿または航空機の質権のための登記簿に登記されている倒産財団の不動産に関し、またはそれらの目的物の上の権利に関し処分をなしたときは、民法第八九二条、第八九三条、登記された船舶および建造中の船舶上の権利に関する法律第一六条、第一七条、航空機上の権利に関する法律第一六条、第一七条はこれによって影響を受けない。

(二) 請求権の担保のために国内において土地登記簿、船舶登記簿、建造中の船舶登記簿または航空機の質権のための登記簿に仮登記がなされているときは、倒産法第一一四条はこれによって影響を受けない。

第一〇条 「債務者への給付」

債務が外国の倒産手続の倒産財団に対して履行されるべきものであるにもかかわらず、国内において債務の履行のために債務者に給付がなされたときは、給付者がその給付のときに手続の開始を知らなかった場合には、債務を免れる。給付者が第七条による公告の前に給付をなしたときは、開始を知らなかったものと推定する。

第一一条 「第三者の物的権利」

倒産財団の目的物についての第三者の権利は、目的物が外国の倒産手続開始のときに国内に存在した場合には、その手続の開始によっては影響を受けない。

第二一条 「訴訟の中断と受継」

外国の倒産手続の開始によって、開始のときに係属しておりかつ倒産財団に関する訴訟は中断する。中断は、訴訟が手続開始の国の法によれば訴訟の続行につき権限を有する一方当事者によって受継されるまで、または倒産手続が終了するまで継続する。

第三一条 「外国の裁判の執行可能性」

外国の倒産手続においてなされた裁判に基づいては、強制執行の許容性が執行判決によって述べられている場合にのみ執行をなしうる。民事訴訟法第七二条第二項および第七二三条第一項はこの場合に準用する。

第三章 国内財産に関する特別倒産手続

第四条 「特別倒産手続の要件」

(一) 債務者の全体財産に関する倒産手続の開始についてドイツの裁判所の管轄権がないときといえども、債務者が国内に営業所 [Niederlassung] またはその他の財産を有しているときには、債務者の国内の財産に関し特別の倒産手続が認められる。

(二) この手続きについては、その区域に営業所がある倒産裁判所が、営業所がない場合はその区域に債務者の財産がある倒産裁判所が専属的に管轄権を有する。倒産法第三条第二項はこの場合に準用する。

第五条 「免責・倒産計画」

(一) 特別倒産手続においては免責に関する規定は適用しない。

(二) 猶予、免除または債権者の権利のその他の制限が規定されている倒産計画は、この手続きにおいては、すべての関係債権者がその計画に同意をした場合にのみ認可することができる。

第六条 「並行倒産手続」

外国の倒産手続の承認は国内の財産に関する特別倒産手続を排除しない。特別倒産手続についてはこの場合第一七条ないし第二〇条を補充的に適用する。

第七条 「開始の特殊性」

(一) 特別倒産手続の開始の申立てについては外国の倒産管財人もその権利を有する。

(二) 債権者の申立ては、この者が手続の開始につき特別の利

益を有している場合、とくに外国の手続への参加が債権者にとって期待できない場合または、債権者がこの手続においては国内の手続におけるよりも著しく劣悪な地位に置かれる公算が大である場合にのみ許される。

(三) 手続きは、開始原因を確定する必要なくして開始される。

第八条 「債権者権の行使」

(一) 倒産管財人は、特別倒産手続において届け出られた債権を外国の手続において届け出る権利を有する。届出を取り下げた債権者の権利はこれによって影響を受けない。

(二) 債権者が決議に参加しない場合には、管財人には特別倒産手続において届け出られた債権から生じる議決権を外国の手続きにおいて行使する代理権があるものと見なす。

第九条 「倒産管財人の協働」

(一) 倒産管財人は、外国の管財人に対し遅滞なく外国の手続の遂行に対し意味を有しうるすべての事情を通知しなければならない。管財人は外国の管財人に対し国内の財産の換価またはその他の利用についての提案を提供する機会を与えなければならない。

(二) 外国の管財人は、債権者集会に参加する権利を有する。

(三) 倒産計画は、外国の管財人に対し態度決定のために送付することを要する。外国の管財人は、自ら計画を提出する権利を有し、倒産法第二四五条第二項および第二四六条はこの場合に準用する。

第二〇条 「最後の配当における剰余金」

特別倒産手続における最後の配当に際してすべての債権がその全額において弁済されるときは、倒産管財人は残っている剰余金を外国の管財人に引き渡さなければならない。

第二編 法律の廃止と改正

なおこの第二編については、ほとんどの改正が、「破産」ないし「和議」の語を「倒産手続」に、「破産管財人」の語を「倒産管財人」に置き換える改正であることに加え、改正が多数の細かい法律に関するものであってわが国において直接参考にならないものも多いことから、以下では第二一条を除いて、改正される法律の標題および変更または削除される条文の該当箇所のみを示すことにする。

第二一条 「法律の廃止」

以下のものを廃止する。

一、連邦官報第三部整理番号三二一の二において公刊され、最終的に一九七四年三月一日の法律 (BGBl. I S. 67) 第一条第一〇号によって改正された有効な条文における破産法の施行に関する法律。

二、連邦官報第三部整理番号三二一の三において公刊された有効な条文における破産法の改正に関する法律の施行のための法律。

第二二条 「武器の統制に関する法律 [Gesetz über die Kontrolle von Kriegswaffen] の改正」

第一二条六項二号。

第二三条 「行政費用法の改正」

第二〇条第三項。

第二四条 「建築法 [Baugesetzbuch] の改正」

第一五九条第六項、第七項、第一六一一条第三項。

第二五条 「建築債権の担保に関する法律 [Gesetz über die Sicherung der Bauforderungen] の改正」

第五条、第六条。

第二六条 「社団法 [Vereinsgesetz] の改正」

第一二条第五項第二文、第一三条第一項第二文、第三項第一文、第三項第三文、第三項第四文、第三項第五文、第一九条第一号。

第二七条 「第二住居建設法 [das zweite Wohnungsgesetz] の改正」

第八八条第三項第四文。

第二八条 「炭鉱における鉱山労働者住居建設の促進に関する法律 [Gesetz zur Förderung des Bergarbeiterwohnungsbaues im Kohlenbergbau] の改正」

第一八条第四項。

第二九条 「ライヒ家産地法 [Reichsheimstättengesetz] の改正」

第一条第一項第二文。

第三〇条 「外国費用法 [Auslandskostengesetz] の改正」

第二〇条第三項。

第三一条 「裁判所区分の変更の際の裁判所の管轄権に関する法律 [Gesetz über die Zuständigkeit der Gerichte bei Änderung der Gerichtseinteilung] の改正」

第一条。

第三二条 「連邦公証人法の改正」

第八条第三項、第五〇条第一項第五号。

第三三条 「連邦弁護士法の改正」

第七号第九号、第一〇号、第一四号第二項第七号、第八号、第九号、第六六条第一号、第二号、第三号、第四号、第六九条第一項第一号、第四項第一文。

第三四条 「法律相談法 [Rechtsberatungsgesetz] の改正」

第一編第三条第六号。

第三五条 「鉄道運行手段の差押えの不許容に関する法律 [Gesetz, betreffend die Unzulässigkeit der Pfändung von Eisenbahnbetriebsmitteln] の改正」

第二項。

第三六条 「海法上の配当法 [seerechtliche Verteilungsordnung] の改正」

第七号第二項第七号、第八条第六項、第九条第一項第二文、

第一八条第二文、第一九条第三項第二文、第二六条第二項第二

文、第三一条第二項第二号。

第三七条 「労働裁判所法の改正」

第二一条第二項。

第三八条 「社会裁判所法の改正」

第一七条第一項。

第三九条 「行政裁判所法の改正」

第二一条。

第四〇条 「財政裁判所法の改正」

第一八条。

第四一条 「民法施行法の改正」

第五一条、第一三一条。

第四二条 「契約援助法 [Vertragshilfegesetz] の改正」

第一〇条、第一二条第二項。

第四三条 「住居所有権法の改正」

第一一条第二項、第一二条第三項第二文。

第四四条 「登記された船舶および建造中の船舶上の権利に関する法律の改正」

第一〇条第二項第二文、第三四条第二項第二文。

第四五条 「地上権に関する命令 [Verordnung über das Erbbaurecht] の改正」

第八条。

第四六条 「航空機上の権利に関する法律の改正」

第一〇条第二項第二文、第三四条第二項第二文、第九八条第

一項第一文、第三項。

第四七条 「海底電線に対する質権に関する法律 [Kabelpfandgesetz] の改正」

第三一条。

第四八条 「ヨーロッパの経済的な利益統合に関するヨーロッパ経済共同体命令の施行に関する法律 [EWIV-Ausführungsgesetz] の改正」

第一〇条第一項、第二一条、第二五条。

第四九条 「いかたの航行の私法関係に関する法律 [Gesetz betreffend die Privatrechtlichen Verhältnisse der Flößerei] の改正」

第二二条第二項第一文、第二八条第一項第一文。

第五〇条 「変更法 [Umwandlungsgesetz] の改正」

第二二条第二項、第七条第二項、第五〇条第二文、第五三条第二項第三文、第五四条第二項第二号、第五五条第三項、第五六条、第二二条第二号。

第五一条 「会社の資金による増資および有限会社の合併に関する法律 [Gesetz über die Kapitalerhöhung aus Gesellschaftsmitteln und über die Verschmelzung von Gesellschaften mit beschränkter Haftung] の改正」

第二六条第二項。

第五二条 「資本投資会社に関する法律 [Gesetz über Kapitalanlagegesellschaft] の改正」

第一一条第一項、第一三条第三項、第四項。

第五三条 「株式法の改正」

第五〇条第二文、第六二条第二項第二文、第八七条第三項、第九二条第二項、第九三条第四項第四文、第五項第四文、第一一七条第五項第三文、第二二五条第一項第三文、第二三三条第二項第三文、第二六二条第一項第三号、第一項第四号、第二六三条第二文、第二六四条第一項、第二七四条第二項第一号、第二八三条第一四号、第二八九条第二項第一号、第三項第一文、第三〇二条第三項第二文、第三〇三条第二項、第三〇九条第三項第二文、第四項第五文、第三二一条第二項、第三四七条第二項、第三八五条a第一文、第二文、第四〇一条第一項第二号、第五四条 「資本参加会社に関する法律 [Gesetz über Unternehmensbeteiligungsgesellschaften] の改正」

第一二条第二項第一号。

第五五条 「寄託法 [Depotgesetz] の改正」

第三節の標題、第三二条、第三三条、第三七条。

第五六条 「手形法の改正」

第四三条第二項第二号、第三号、第四四条第六項第一文。

第五七条 「公法上の金融機関の担保証券およびそれと類似の債務証券に関する法律 [Gesetz über die Pfandbriefe und verwandten Schuldverschreibungen öffentlich-rechtlicher Kreditanstalten] の改正」

第六条第一項第一文、第二項、第三項。

第五八条 「公法上の金融機関の担保証券およびそれと類似の債務証券に関する法律の改正と補充に関する法律 [Gesetz zur Änderung und Ergänzung des Gesetzes über die Pfandbriefe und verwandten Schuldverschreibungen öffentlich-rechtlicher Kreditanstalten] の改正」

第二条第二項第二文。

第五九条 「弁理士法の改正」

第一四一条第一項第一〇号、第一一一号、第二二条第二項第一〇号、第一一一号、第二二号、第四六条第四項第三文、第四八条第一項第二文、第六〇条第一号、第二号、第三号、第四号、第六三一条第一項第一号、第四項第一文。

第六〇条 「不正競争防止法 [Gesetz gegen den unlauteren Wettbewerb] の改正」

第六一条第一項、第二項第一文。

第六一条 「出版法 [Gesetz über das Verlagsrecht] の改正」

第三六一条第一項、第二項。

第六二条 「ザール州の租税・関税・財政専売の領域におけるドイツ法の施行に関する法律 [Gesetz über die Einführung des deutschen Rechts auf dem Gebiete der Steuern, Zölle und Finanzmonopol im Saarland] の改正」

第一〇六条第二項第一号。

第六三条 「公課法 [Abgabenordnung] の改正」

第七五一条第二項、第一七一条第一二項、第一三三項、第二三三

一条第一項第一文、第二項第一文、第二五一条第二項第一文、第二二項第二文、第三項、第二六六条、第二八二条第二項、第二八四一条第一項第二文。

第六四条 「ヨーロッパ共同体債権徴収法 [EG-Beitragungssetz] の改正」

第六条。

第六五条 「一九九〇年のベルリン振興法 [Berlinförderungsgesetz] の改正」

第二八条第一項第四文、第二項第一文第三号、第七項第一文、第八項、第二九条第二項、第三文、第四項第二文。

第六六条 「税務相談法 [Steuerberatungsgesetz] の改正」

第四六条第二項第五号、第六号、第七号、第五六条第一文。

第六七条 「一九八七年の所得税法 [Einkommensteuergesetz] の改正」

第三二条b第一項第一号、第五〇条c第三項第二文。

第六八条 「一九八四年の法人税法 [Körperschaftsteuergesetz] の改正」

第一一条七項。

第六九条 「土地税法 [Grundsteuergesetz] の改正」

第一一条第二項第二文。

第七〇条 「たばこ税法 [Tabaksteuergesetz] の改正」

第一六条第一文第二号^a。

第七一条 「フランデー専売に関する法律 [Gesetz über das

Brantweinmonopol] の改正]

第一一三条。

第七二条 [旧貯蓄者法 [Altsparergesetz] の改正]

第二〇条第二項第一文、第二文、第三文、第四文、第三項、

第四項。

第七三条 [ライヒ国庫債務簿法 [Reichschuldbuchgesetz] の

改正]

第九条第一項第三号、第二〇条第一項第三号。

第七四条 [戦争の結果に関する一般法律 [Allgemeines Krie-

gsfolgenrecht] の改正]

第九条第一項第二文。

第七五条 [存在しない公法上の法人の法律関係の規律に關す

る法律 [Rechtsträger-Abwicklungsgesetz] の改正]

第八条第一項第二文、第一九条第二項第一文。

第七六条 [公認会計士法の改正]

第一〇条第二項第一号、第二号、第三号、第二〇条第三項第

一号、第三四条第二項。

第七七条 [営業所の自由と自由なサービスの交流に關するヨ

ーロッパ、経済共同体の綱領の実施のための第二法律 [Zweites

Gesetz zur Durchführung von Richtlinien der Europäischen

Wirtschaftsgemeinschaft über die Niederlassungsfreiheit und

den freien Dienstleistungsverkehr] の改正]

第一条第三項第一文、第二文、第三文。

第七八条 [手工業法 [Handwerksordnung] の改正]

第四条第一項第一文、第七七条第一項、第二項第一文、第九

六条第二項、第一〇四条第二項第三号。

第七九条 [武器法 [Waffengesetz] の改正]

第四三条第一項。

第八〇条 [爆発物法 [Sprengstoffgesetz] の改正]

第一二条第一項。

第八一条 [ドイツの対外債務に關する一九五三年二月二十七日

の協定の施行のための法律 [Gesetz zur Ausführung des Ab-

kommens vom 27. Februar 1953 über deutsche Auslandsschul-

den] の改正]

第九三条第二項。

第八二条 [連邦鉾山法 [Bundesberggesetz] の改正]

第二二条第二項。

第八三条 [石油備蓄法 [Erdölvorratungsgesetz] の改正]

第二四条第二項。

第八四条 [金融機関、保険企業および建築貯蓄金庫の特別管

理に關して、財産の清算に關する法律 [Gesetz zur Abwick-

lung der unter Sonderverwaltung stehenden Vermögen von

Kreditinstituten, Versicherungsunternehmen und Bausparkas-

sen] の改正]

第九条第七項。

第八五条 [ドイツ連邦銀行法の改正]

第三三条第二項。

第八六条 「ドイツ協同組合銀行に関する法律 [Gesetz über die Deutsche Genossenschaftsbank] の改正」

第一六条標題、第二項第一文、第三項。

第八七条 「農業定期金銀行に関する法律 [Gesetz über die Landwirtschaftliche Rentenbank] の改正」

第一五条標題、第二項第一文、第三項、第四項。

第八八条 「農業定期金銀行に関する法律の改正のための第二法律 [Zweites Gesetz zur Änderung des Gesetzes über die Landwirtschaftliche Rentenbank] の改正」

第二條第一文。

第八九条 「工業信用銀行株式会社に關する法律 [Gesetz betreffend die Industriekreditbank Aktiengesellschaft] の改正」

第一條第一項第一文、第二項。

第九〇条 「抵当銀行法 [Hypothekendarbankgesetz] の改正」

第三五條第一項第一文、第二項、第三項、第四項。

第九一條 「船舶銀行法 [Schiffsbankgesetz] の改正」

第三六條第一項第一文、第二項、第三項、第四項、第三六條

a 第四號第二文。

第九二条 「建築貯蓄金庫に關する法律 [Gesetz über Bausparkassen] の改正」

第一五條第一文。

第九三條 「母性保護法 [Mutterschutzgesetz] の改正」

第一四條第三項。

第九四條 「定年前退職法 [Vorruhestandsgesetz] の改正」

第九條第一項第一文第一号、第二号、第三号、第四号。

九五條 「社会法典第一編 [Erstes Buch Sozialgesetzbuch] の改正」

第一九條第一項第五号。

第九六條 「社会法典第四編 [Viertes Buch Sozialgesetzbuch] の改正」

第一八條 a 第三項第一文第一号、第五一條第六項第三号。

第九七條 「自動車教習教師法 [Fahrlehrergesetz] の改正」

第一五條第一項第三号。

第九八條 「自動車貨物運送法 [Güterkraftverkehrsgesetz] の改正」

第二三條第三項第一文、第二文、第六二條第四項第二文、第

一〇二條 b 第二項第四号。

第九九條 「連邦鉄道法 [Bundesbahngesetz] の改正」

第一〇條第七項第二文。

第一〇〇條 「公共輸送の鉄道企業の經營維持のための処置に關する法律 [Gesetz über Maßnahmen zur Aufrechterhaltung des Betriebs von Bahnunternehmen des öffentlichen Verkehrs] の改正」

第一條第二文、第二條。

第一〇一条 「内水航行法 [Binnenschiffverkehrsgesetz] の改正」

第二五条第二項第二文。

第三編 経過規定および結末規定

第一〇二条 「従来の法の適用」

……年（第一一条第一項による法律の施行の年を入れる。）一月一日より前に申し立てられた破産手続および和議手続には、なお従来の法律規定を適用することを要する。牽連破産に先行する和議の申立てが……年（法律の施行の年を入れる。）一月一日より前になされたその牽連破産についてもまた同じである。

第一〇三条 「新法の適用」

……年（施行の年の前の年を入れる。）一月三十一日より後に申し立てられた倒産手続においては、……年（施行の年を入れる。）一月一日より前に基礎づけられていた権利関係および権利には倒産手続の改正に関する法律および本法が適用される。

第一〇四条 「給与の差押え」

……年（施行の年を入れる。）一月一日より前に、雇用関係から生じた給与またはそれに代わりうる継続的な給与に関し、強制執行の方法において処分がなされ、および倒産手続が……年（施行の年に続く第三番目の年を入れる。）一月一日より前

に開始されたときは、この処分は、それが……年（施行の年に続く第三番目の年を入れる。）一月一日より前の時期に関するものである限り、倒産法第一二二条第三項第一文によって無効とはならない。

第一〇五条 「否認」

法律的行为の否認に関する倒産法の規定は、……年（施行の年を入れる。）一月一日より前になされた法律的行为が、否認に関する破産法の規定によって奪われていないかまたは制限されていない場合にのみ、この行為に適用する。

第一〇六条 「保険関係の告知」

(一) ……年（施行の年を入れる。）一月一日より前に、保険契約者の財産に関し破産または和議手続が開始された場合につき、保険者が一か月の期間により保険関係を告知する権限を契約条項で定めており、かつ……年（施行の年に続く第三番目の年を入れる。）一月一日より前に保険契約者の財産に関し倒産手続が開始されたときには、保険者は、倒産法改正法第二二編第二号により保険契約法 [Versicherungsvertragsgesetz] 第一四条の削除にもかかわらず、この期間と共に告知することができる。

(二) ……年（施行の年を入れる。）一月一日より前に、保険者が、付保された土地の強制管理が命じられた場合につき同様の告知権を契約条項で定めており、かつこのような事態が……年（施行の年に続く第三番目の年を入れる。）一月一日より前

に生じた場合には、第一項を準用する。

第一〇七条 「事業所老齢年金」

倒産法改正法第二三編二より改正された事業所老齢年金に関する法律 [Gesetz über die betriebliche Altersversorgung] の規定は、……年（施行の年を入れる。）一月一日より前に生じた支給事例 [Sicherungsfälle] には従来の規定を適用する。

第一〇八条 「債務証券」

一九六三年一月一日より前に抵当銀行として他の金融機関によって発行された債務証券の所持人に、破産法施行法第一七条第一項と関連する州法によって金融機関の抵当権、物的負担または貸し金空の満足において優先権が生じている限り、この優先権は将来の倒産手続においても考慮することを要する。

第一〇九条 「ザール条項」

第二七条はザール州には適用しない。

第一一〇条 「ベルリン条項」

倒産法改正および本法は、第三移行法 [Drittes Überleitungs-gesetz] 第一三条第一項の規定によりベルリン州にも適用する。倒産法改正法に基づいて公布された法規命令は第三移行法第一四条によりベルリン州に適用する。

第一一一條 「施行」

(一) 倒産法改正および本法は、別段の定めがない限り、……年（公布が上半期に行われた場合には、公布の年の翌年、公布が下半期に行われた場合には、公布の年につづく二番目の年）

一月一日に施行する。

(二) 倒産法第七〇条第三項は、この規定が倒産法第二二条第二項第一号、第七九条第二項、第二三二条第二項および第三二四条第一項によって準用される場合でも、公布の翌日から施行する。

へ一九九〇年十一月三〇日脱稿